

## 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
8 ページ II 用語の定義等 2. 個人識別 符号（法第2 条第2項） 規則第四条引 用部分	一 健康保険法施行規則（大正15 年内務省令第36号） <u>第四十七条第            一項及び第二項</u> の被保険者証の記 号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則（大正15 年内務省令第36号） <u>第四十七条第            二項</u> の被保険者証の記号、番号及び 保険者番号
	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行            規程</u> （昭和37年総理府・文部省・ 自治省令第1号）第九十三条第二項 の組合員証の記号、番号及び保険者 番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省 令第1号）第九十三条第二項の組合 員証の記号、番号及び保険者番号
	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行            規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者 証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の 記号、番号及び保険者番号
	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行            規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者 証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の 記号、番号及び保険者番号
	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行            規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合 員証及び船員組合員被扶養者証の記 号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証 及び船員組合員被扶養者証の記号、 番号及び保険者番号
10 ページ II 用語の定 義等 3. 要配慮個 人情報（法第 2条第3項） 規則第五条引 用部分	三 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和25年法律第12 3号）にいう精神障害（発達障害者支 援法（平成16年法律第167号） <u>第            二条第一項</u> に規定する発達障害を含 み、前号に掲げるものを除く。）	三 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和25年法律第12 3号）にいう精神障害（発達障害者支 援法（平成16年法律第167号） <u>第            二条第二項</u> に規定する発達障害を含 み、前号に掲げるものを除く。）